

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

**告示**

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 三〇七
- 保安林の指定をする予定である件二件 三〇六
- 保安林の指定をする件二件 三〇六
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があつた件 三〇二
- 公告**
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 三三二
- 一般競争入札を行う件 三三二
- 正誤**
- 令和五年五月十六日付け定例第三百八十四号中 三三四

## 告示

### 福島県告示第四百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和五年六月二十七日から同年十月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）イエローハット郡山店 福島県郡山市西ノ内二丁目二百八十一番三ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 大規模小売店舗を設置する者

- 名称 株式会社イエローハット
  - 代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生
  - 住所 東京都千代田区岩本町一丁目七番四号
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
    - 名称 株式会社イエローハット
    - 代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生
    - 住所 東京都千代田区岩本町一丁目七番四号
  - 三 大規模小売店舗の新設をする日  
令和六年二月十六日
  - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千六百五十五平方メートル
  - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - 1 駐車場の位置及び収容台数
      - (一) 位置 別紙図面のとおり
      - (二) 収容台数 四十九台
    - 2 駐輪場の位置及び収容台数
      - (一) 位置 別紙図面のとおり
      - (二) 収容台数 二十六台
    - 3 荷さばき施設の位置及び面積
      - (一) 位置 別紙図面のとおり
      - (二) 面積 八十三・二平方メートル
    - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
      - (一) 位置 別紙図面のとおり
      - (二) 容量 九・九立方メートル
  - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
      - 午前十時から午後八時まで
      - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後八時三十分まで
    - 2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
      - (一) 数 三箇所
      - (二) 位置 別紙図面のとおり
    - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで
  - 七 届出年月日  
令和五年六月十五日
- （「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商業まちづくり課）

福島県告示第四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年六月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

- 双葉郡楡葉町大字井出字本釜四の二、五の一、六の一、八の一、八の二、八の六、九、一一の一から一一の三まで、二〇の一、九三、九五の四、九五の一七、九五の一八、九五の二〇から九五の二三まで、九五の三〇から九五の三二まで、九五の三四、九五の三六、九五の三九、九五の四一、九五の四三、九五の四七から九五の四九まで、九五の五五、九五の五六、九五の六五から九五の七三まで、九五の八〇から九五の八三まで、九五の九一から九五の九三まで、九五の九五から九五の一〇二まで、九五の一〇一、一四〇の一、一四九から一五四まで

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、楡葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び楡葉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年六月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

- 相馬市磯部字芹谷地三五七の四、三五七の五、三六〇の一、三六一の六、三六五、三六六、三六七の一、三六七の二、三六八の一、三六八の二、三六八の四、三六八の八、三七〇の一から三七〇の五まで、三七一の一から三七一の三まで、三七一の五、三七一の六、三七一の八から三七一の一〇まで、三七二の一から三七二の四まで、三七二の六、三七二の七、三七三の一から三七三の五まで、三七四の一、三七四の二、三七五の一、三七五の二、三八三の一、三八五の八、三八六の一、三八七の一七か

ら三八七の二一まで、三八八の四から三八八の六まで、三九五の一三、三九五の一四、三九六の一、三九六の四、三九六の九、三九六の一三から三九六の一六まで、三九六の一八から三九六の二二まで、三九六の二七から三九六の三一まで、三九七の七から三九七の一〇まで、四〇二の二、四〇二の五、四〇二の六、四〇二の一二から四〇二の一四まで、四〇二の一六から四〇二の二〇まで、四〇二の二二から四〇二の二六まで、四〇三の二、四〇三の五、四〇三の九から四〇三の一一まで、四〇三の一五から四〇三の二三まで、四〇五の三から四〇五の五まで、字大浜七三の一、七三の二、七四、七五、七六の一、七七の一、七九の一から七九の三まで、八一の一、八一の二、八二、八三の一、八三の二、八五の一、八五の二、八六から八八まで、八九の一から八九の四まで、九〇、九一の二、九一の三、九二の六から九二の九まで、九三の一、九四の一、九五の一、九六の三、九六の四、九八の一、九八の二、九九の二、九九の三、一〇〇、一〇一、一〇二の一から一〇二の二〇まで、一〇五、一〇六の一、一〇六の二、一〇七の一から一〇七の三まで、一〇八、一〇九、一一〇の一から一一〇の三まで、一一一の一、一一一の二、一一一の四

指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和五年六月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林の所在場所

- 南相馬市鹿島区北海老字磯ノ上の一、二から八まで、一〇、一一の一から一一の一まで、一二の三から一二の五まで、一三の一、一三の三、一三の四、一三の八から一三の一二まで、一四の二、一五の二、一五の三、一五の五、一五の七、一五の八、一六から二〇まで、二一の一、二一の四、二七から三二まで、字鳥喰一〇七

2 指定の目的  
潮害の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

二1 保安林の所在場所

南相馬市鹿島区北海老字磯ノ上二二の一、二三から二六まで、字鳥喰二五から三五まで、三七の一、三八、三九

2 指定の目的  
潮害の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

三1 保安林の所在場所

南相馬市鹿島区南海老字北原三二の一、三三、三四の一、三五の一、三五の三、三六から三八まで、四〇、四一、四二の二、四三の一、四三の二、四四から四六まで、四七の一、四七の二、四八、五一の一、五二の一、五三、五四、五五の一、五五の二、五六から五九まで、六〇の一、六一から六五まで、六六の一、六六の三、六七の一、六七の三、六八、六九の一、六九の三、七〇の一、七一から七四まで、七五の一、七五の二、七六から八九まで、九〇の一、九一の一、九四、九五、九六の一から九六の三まで、九七から九九まで、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇〇の三から一〇七の一、一〇七の二、一〇七の三、一二五、一二六の一から一二六の四まで、一二七の二、一二七の三、一二七の六、一二七の七、一二八から一三一まで、一三二の二、一三三から一三五まで、一三六の一、一三六の二、一三七、一三八の一、一三九から一四二まで、一四三の一、一四三の二、一四四、一四五、一四七、一四八、一四九の一、一四九の二、一五〇から一五四まで、一五六の一、一五七、一五八の一、一五八の二、一五九、一九五、字北町一から五まで、五の三、六、七の一、八の一、八の二、八の四、九から一まで、一一の一、一三から一五まで、一六の一、一七の二、一八の二、五五の一、五六の一、五七の一から五七の三まで、五八の一、

五八の二、五九、六〇の一、六一の一、六二、六三の一、六三の二、六四の一、六五、字南町二六の一、二七の一、二八の一、二九、三〇の一、三〇の三、三〇の四

2 指定の目的  
潮害の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

四1 保安林の所在場所

南相馬市原町区下洪佐字大身一の一、一の四から一の六まで、八の一、九の一、九の二、一一の一、一二の二、二五、二五の三、二七、三〇の一、三〇の二、三一の一、三一の二、三三、三八、三九の一、三九の二、四二の一、四二の四、四二の五、字平一〇二の一、一〇二の五、一〇二の六、一〇三の一から一〇三の三まで、一〇四の一、一〇四の二、一〇五から一〇八まで、一〇九の一、一〇九の二、一一〇の一、一一〇の二、一一一の七、一一一の八、一一八の一、一一八の二、一一九の一、一一九の二、一二〇の一から一二〇の三まで、一二二から一二三まで、一二六の一、一二七の一、一二七の二、一二八の一から一二八の三まで、一二九から一三二まで、一三三の一、一三四の一、一三五、一三六の一、一三七の一、一三七の二、一三八の一、一三八の三、一三九の一、一四〇の一から一四〇の三まで、一四〇の五、一四一の一、一四一の二、一四二、一四二の二、一四三から一四五まで、一四六の一、一四六の二、一四七の一、一四八の一、一四八の二、一四九の一、一五一の一、一五二の一、一五三、一五四の一、一五五の一、一五六、一五八の一、一五八の二、一五九、一六〇、一六三の一、一六四の一、一六五、一六六の一から一六六の三まで、一六七の一、一六七の二、一六九から一七二まで、一七三の一、一七四の一、字大橋三六の九、三六の一、三六の二、三七の二、三八の四、三九の三、四〇の一、四一の一、四二の一、四三の二、四三の六、四四の二、四五、四六の二、字湊一八五の一、一八五の二、一八五の四から一八五の六まで、一九一の一、一九一の二、一九六の一、一九六の四、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇〇の三、二〇一から二〇一の三まで、二一九、二二一の一から二二一の四まで、二二二の六、二二三の一、二二四から二七まで、二二八の一から二二八の三まで、二二九の一、二二九の二、二三〇、二三二の一、二三三の二、二三六、二三七の一、二三九、二四〇の一、二四〇の三、二四〇の四、二四一、二四二の一から二四二の四まで、二四三から二四七まで、二四八の一、二四八の三、二五一の一、二五四の一、二五五の一から二五五の三まで、二五九の一、二五九の二、二六〇、二六一の一、二六二の二、二六二の三、二六三の一から二六三の三まで、二六五、二六九、

二七一の一、二七二の一、三三七、三三八の一、三三八の二、三三九から三四二まで、三五二、三五三、字赤沼二五二の一、二五三の一、二七一の一、二七二の一、二七三の一、二七三の二

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

五1 保安林の所在場所

南相馬市原町区小沢字下戸屋迫二五〇の一、二五八、二八八の一、三九九の三、四〇四の三、四〇五、四〇八から四一五まで、四一七、四一九、四二〇の一、四二〇の二、四二二、四三一、四三二、四三四、四三五、四三六の一、四三七の二、四三七の二、四三九から四四二まで、四四五、四四六、四四七の一、四四七の二、四四八、四四九、四五〇の一、四五〇の二、四五二、四五六、四五八の二、四六〇の二、五〇二から五〇四まで、五〇五の一、五〇五の二、五〇六から五〇八まで、五一〇、五一一、五一二の一、五一二の二、五一三から五二二まで、五二四の一、五二四の二、五二五から五三一まで、字小沢三七の二、四〇〇の三

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

六1 保安林の所在場所

南相馬市小高区塚原字浜田三三五から三四九まで

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

七1 保安林の所在場所

南相馬市小高区角部内字南台二八の二、二九の二、三〇、三一、三四の一、三五から三九まで、四一の一、四二の一、四三の一、四五の一、四六の二、四七の一、四八の二、四九の一、五〇の一、五〇の二、五二の一、五二の二、五四、五五の一、五五の二、五六、五八、五九、六〇の一、六〇の二、六一の二、六一の三、九五、二六七、二六九、三二七、三二八、三二九の一、三三〇の一、三三二の一、字北台一一八、一二〇から一二四まで、一六一、一七一、字羽和形一の一、三、一九から二四まで

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和五年六月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林の所在場所

相馬市磯部字大洲一七の一、一七の一四から一七の二六まで、一七の三八から一七の四五まで

七の四五まで

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。
- 二 1 保安林の所在場所
  - 相馬市磯部字古磯部六九の一、六九の二、六九の五、七〇の一、七〇の七、七一の二、七一の三、七二の三、七三の二、七六の二、七七の二、七八から八〇まで、八二の一、八四、八五、八七、八九、九三の一、九六、九七の二、九八の二、一〇〇の二、一〇一の二、一〇二の一、一〇三の二、一〇五の二、一〇八の二、一一一の二、一一六の二、一一七の二、一一八の二、一二〇の二、一二三の二、一二五の二、一二七の二、一二九の二、一三一の一、一三三の二、一三八の二、一三九、一四〇の二、一四四の二、一四四の三、一四五の二、一四八の二、一四八の三、一四九の二、一四九の三、一五〇の二、一五〇の三、一五三の二、一五三の三、一七四から一七九まで、一九八、一九九の一、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇一の一、二〇二の一、二〇二の四、二〇七、三三三、三三四の一
- 2 指定の目的
  - 潮害の防備
- 3 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
- 三 1 保安林の所在場所
  - 相馬市蒲庭字前迫八五の一、八六の一、字狩野一四五の一、一七四の三、一七五、一八五の四、一八五の一七、一八五の四三
- 2 指定の目的
  - 潮害の防備
- 3 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
 (森林保全課)

**福島県告示第四百七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 令和五年六月二十七日  
 福島県知事 内堀 雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
    - 葛尾村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的
    - 水源の涵養
  - 三 解除の理由
    - 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び葛尾村役場に備え置いて縦覧に供する。）  
 (森林保全課)

**公 告**

**公告第三百一十一号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
 令和五年六月二十七日  
 福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称	役員	住所
中島村土地改良区	退任した役員	
	氏名	
	加藤 幸一	西白河郡中島村大字川原田字下町九三番地
	塩田 哲弥	郡同 村大字吉岡字迎久保二七番地
	鈴木 一男	郡同 村大字川原田字上町一四番地
	近藤 新一	郡同 村大字川原田字大沢二二番地
	天倉 光喜	郡同 村大字吉岡字町畑一八五番地
	長倉 一明	郡同 村大字二子塚字西内一一番地



(火) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和5年6月27日(火)から同年7月25日(火)まで(土曜日及び日曜日並びに同月17日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年7月11日(火)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和5年7月11日(火)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年8月8日(火)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月7日(月)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electronic personal dosimeter with alarm 1,100 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 8 August 2023

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 7 August 2023

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

○令和五年五月十六日付け定例第三百八十四号中

一三七	上	一六	海法地地内	海法地内
ページ	段	行	正	誤

正 誤